

# 大阪市立障害者就労支援施設条例

昭和 52 年 9 月 29 日  
条例第 40 号

大阪市立精神薄弱者福祉施設条例を公布する。

大阪市立障害者就労支援施設条例  
(設置)

第 1 条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援及び同条第 14 項に規定する就労継続支援を行うことを目的とする施設(以下「施設」という。)を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(休館日)

第 2 条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、大阪市立舞洲就労支援所(以下「舞洲就労支援所」という。)は、無休とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、第 9 条の規定により施設の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第 3 条 施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 舞洲就労支援所以外の施設 午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 舞洲就労支援所 午前 0 時から午後 12 時まで
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 3 条第 1 項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「第 3 条第 2 項の規定により読み替えられた第 2 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(入所資格)

第 4 条 施設に入所することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の規定により訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定(以下「支給決定」という。)を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項の措置に係る者
- (3) 知的障害者福祉法第 15 条の 4 の措置に係る者

(入所の許可等)

第 5 条 前条第 1 号に掲げる者が施設に入所しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、施設の管理上支障があると認めるときは、施設への入所を許可してはならない。

(入所許可の取消し等)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設への入所の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条第 1 項の許可を受けたとき
- (2) 前条第 2 項に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入館の制限)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第 8 条 市長は、指定管理者に施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 第 5 条第 1 項の規定による許可を受けた者が施設を使用しようとするときは、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

(管理の代行)

第 9 条 施設の管理については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第 10 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第 11 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないもの
- (3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第 1 号に該当する者

イ 禁錮<sup>ニ</sup>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 設置の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第 14 条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第 15 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援及び同条第 14 項に規定する就労継続支援の実施(舞洲就労支援所にあつては、同項に規定する就労継続支援の実施)に関すること

- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他施設の管理に関する事

(施行の細目)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(昭和 52 年 11 月 1 日施行、告示第 769 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日条例第 14 号、昭和 60 年 6 月 1 日施行、告示第 355 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成 3 年 3 月 14 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 2 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 28 日条例第 84 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 19 日条例第 12 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 29 日条例第 43 号、平成 15 年 6 月 1 日施行、告示第 528 号の 5)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成 17 年 10 月 19 日条例第 121 号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成 18 年 4 月 1 日施行、告示第 297 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 8 条の次に 6 条を加える改正規定(第 10 条から第 12 条まで及び第 13 条前段に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 39 号)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立知的障害者福祉施設条例第 8 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 11 第 1 項に規定する指定施設支援(以下「指定施設支援」という。)に係る利用料金について適用し、同日前に受けた指定施設支援に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日条例第 78 号)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立知的障害者福祉施設条例第 8 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日条例第 73 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪市立中央授産場条例の廃止)

2 大阪市立中央授産場条例(昭和 53 年大阪市条例第 40 号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の大阪市立障害者就労支援施設条例(以下「改正後の条例」という。)第 8 条第 3 項の規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第 8 条第 4 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 改正後の条例第 8 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立中央授産場の利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 45 号、平成 23 年 10 月 1 日施行、告示第 1113 号)抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成 24 年 2 月 29 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 76 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 大阪市立舞洲就労支援所(以下「舞洲就労支援所」という。)に係るこの条例による改正後の大阪市立障害者就労支援施設条例(以下「改正後の条例」という。)第 8 条第 3 項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第 9 条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第 8 条第 3 項及び第 4 項、第 9 条から第 13 条並びに第 14 条前段の規定の例により行うことができる。(舞洲就労支援所の指定管理予定者の選定手続の特例)

3 市長は、この条例の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間について舞洲就労支援所の指定管理者を指定しようとするときは、前項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第 10 条の規定にかかわらず、舞洲就労支援所の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

4 前項に規定する場合における附則第 2 項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第 11 条、第 13 条及び第 14 条前段の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第 11 条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例(平成 25 年大阪市条例第 76 号。以下「改正条例」という。)附則第 3 項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第 13 条中「第 11 条」とあるのは「改正条例附則第 4 項の規定により読み替えられた第 11 条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第 2 号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第 4 号中「前 3 号」とあるのは「改正条例附則第 4 項の規定により読み替えられた前 3 号」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第 14 条前段中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日条例第 11 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 1 条関係)

名称	位置
大阪市立此花作業指導所	大阪市此花区四貫島 2 丁目
大阪市立舞洲就労支援所	大阪市此花区北港白津 2 丁目
大阪市立中央授産場	大阪市天王寺区東上町
大阪市立千里作業指導所	大阪府吹田市古江台 6 丁目